

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁 犬山市長 山田 拓郎

審査請求人が令和 4 年 5 月 1 9 日に提起した、処分庁犬山市長による軽自動車税（種別割）納税通知書に関する処分（令和 4 年 5 月 6 日付け通知番号 [REDACTED]。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（令和 4 年 5 月 6 日付け通知番号 [REDACTED] 軽自動車税（種別割）納税通知書に関する処分についての審査請求（番号 4 - 1）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 処分庁は審査請求人に対して本件処分を行った。
- 2 審査請求人は、賦課期日である令和 4 年 4 月 1 日より後に対象となる軽自動車等の所有を消失したものであるから、所有していない期間が 1 1 か月に及ぶため、決定額は過額であり適正税額ではない等と主張して、本件処分の取消し又は減免を求め、本件審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、二輪の小型自動車（識別番号 [REDACTED]、以下「本件軽自動車等」とする）を所有していたところ、何者かによる盗難にあったため（盗難日は審査請求人の主張にはないため明らかではない）、令和 4 年 4 月 2 7 日、愛知県犬山警察署犯罪事件 [REDACTED] 号受理を受け、同年 5 月 2 日、愛知県運輸支局

長交付の自動車検査証返納証明番号■■■■■を受けた。その後、本件処分が同月6日になされたが、その時点で、審査請求人は本件軽自動車等を所有していなかった。

ところで本件軽自動車等にかかる本件処分は、令和4年度分の税額全額であるところ、審査請求人が所有していない期間が年度の約11か月にも及ぶことから、決定額は過額で適正税額ではなく、本件決定通知のうち、本件軽自動車等に対する課税である本件処分については、取消し又は減免を求める。

## 2 処分庁の主張

軽自動車税（種別割）は、賦課期日時点での課税客体の状況で課税を行うものであるところ、審査請求人は賦課期日である令和4年4月1日時点では、本件軽自動車等を所有していたものである。

また、軽自動車税（種別割）には月割課税制度がないことは明らかであるため、月割課税の適用がないことに違法はない。

以上より、本件処分は適正であり、本件審査請求を棄却することを求める。

## 理 由

軽自動車税（種別割）の賦課に関する基準については、軽自動車税（種別割）の賦課期日は4月1日とされており（地方税法（以下「法」という。）第463条の16、犬山市税条例（以下「条例」という。）第76条第1項）、賦課期日における軽自動車等の所有者に対して賦課される（法第443条）。

また、令和4年度答申第1号でもあるように、審査請求書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和4年4月1日時点で本件軽自動車等を所有していた。
- (2) 本件軽自動車等は、同月2日以降に盗難被害に遭い、同月27日愛知県犬山警察署犯罪事件■■■■■号受理を経て、同年5月2日付けで、愛知県運輸支局長が自動車検査証返納証明書を発行した。
- (3) 盗難日については 審査請求書においては本件軽自動車等の盗難日は明確には記載されていないものの、審査請求人は、実際の盗難日が令和4年4月1日以前であるとの主張はしていないこと、「所有していない期間が年度の11か月におよぶ」と主張していることなどからすれば、少なくとも令和4年4月1日から同月27日までの間の全部又は一部の期間については本件軽自動車等を所有していたことを前提としていることは明らかである。

以上より、少なくとも、本件軽自動車等の盗難日は令和4年4月2日以降であることが認定できる。

審査請求人は令和4年4月1日時点で本件軽自動車等を所有していたのであ

るから、法第463条の16、条例第76条第1項により、審査請求人に当該年度にかかる軽自動車税（種別割）が賦課されるという処分について、違法な点及び不当な点はない。

以上のことから、主文のとおり裁決する。

令和4年9月30日

審査庁 犬山市長 山田 拓郎

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴え（注）を提起することが認められる場合があります。